

## 特定公共賃貸住宅申込にあたっての注意事項

特定公共賃貸住宅の申込にあたり、次の事項について承知の上で、申し込みください。また、詳細については、問合せください。

### 1 入居者の資格

特定公共賃貸住宅については、入居者及び同居者が、下記の要件を1つでも満たしていない場合、申込を受付することはできません。

- (1) 同居親族がいること。(しらかば第2団地2LDKの部屋については単身でも可。)
- (2) 所得の合計額が15万8,000円以上48万7,000円以下であること。(15万8,000円に満たない場合は、所得の上昇が見込まれる場合可能。)
- (3) 地方税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

### 2 申込書類

特定公共賃貸住宅の申込にあたっては、下記の書類を提出していただきます。また、虚偽の申請が発覚した場合は、入居決定の取消、又は住宅を明け渡していただくこととなります。

- (1) 入居申込書
- (2) 住民票 …………… (入居者・同居者全員分)
- (3) 所得を証明する書類 … (入居者・同居者全員分) ※源泉徴収票・所得証明書等
- (4) 納税証明書 …………… (入居者・同居者全員分)
- (5) 同意書 …………… (暴力団員かどうか警察署へ照会することの同意書)
- (6) その他 …………… (婚姻証明・給与証明など必要に応じた追加書類)

### 3 【入居が決定となった場合】… 入居の手続き

- (1) 入居に関する必要書類を提出していただきます。入居決定通知書に記載された期日(15日以内)までに提出してください。
  - ① 入居請書 …………… 連帯保証人(1名)の印鑑証明書・所得証明書、及び敷金(家賃の2ヶ月分)領収書の写しを添付。なお、連帯保証人については、印鑑証明書の印鑑を押印してください。
  - ② 駐車場申請書 … 車検証の写しを添付
    - ※ 連帯保証人は入居者及び同居者が住宅に損害をあたえた時、家賃等を滞納した時に連帯して責任を負います。
    - ※ 連帯保証人に保証能力が無くなった場合は、速やかに変更していただきます。
- (3) 入居決定通知後30日以内に入居を完了してください。

(裏面へつづく)

#### 4 【入居が決定となった場合】… 居住継続の要件

特定公共賃貸住宅での居住を継続している間、下記の事項を遵守していただくこととなります。なお、下記事項に関する町の指導等に応じていただけない場合は、住宅を明け渡していただくこととなります。

- (1) 家賃は、毎月納めていただきます。納付の期日は、その月の月末です。
- (2) 別途、共益費（廊下の電気料等負担金）を家賃との合算額で納めていただきます。
- (3) 駐車場使用料についても別途、家賃と同様に納めていただきます。
- (4) 家賃等を3ヶ月間滞納した場合は、連帯保証人への請求等を行い、納付していただきます。
- (5) 家賃算定のため、毎年、収入の申告をしていただきます。
- (6) 同居者が増える場合は、あらかじめ申請し、承認を受けなければなりません。
- (7) ペットは飼えません。
- (8) 住環境を阻害するような迷惑行為（騒音・振動・悪臭・違反ごみ排出・ごみ放置・ペットの飼育等）をしてはいけません。
- (9) 特定公共賃貸住宅は共同住宅ですので、他の入居者とのトラブル等が起きることの無いよう努めてください。
- (10) その他、法令等による規定を遵守してください。

#### <お願い・注意事項>

- ① 入居者の過失による火災や水漏れなどで建物や周辺の入居者へ損害を与えた場合は損害賠償を請求されることとなります。入居者の皆様には、個々に火災保険へのご加入についてご検討をお願いいたします。
- ② 家賃の納期限を過ぎますと延滞金が加算されることとなりますので、納期内の納入をお願いいたします。